

## 三朝町大腸内視鏡検査・胸部 CT 検査費助成事業に係る運営業務委託に係る業務仕様書

### 1 業務の名称

三朝町大腸内視鏡検査・胸部 CT 検査費助成事業に係る運営業務（以下、「本業務」という。）

### 2 業務の概要

三朝町が実施する大腸内視鏡検査・胸部 CT 検査費助成事業に係る検診機関及び関係機関と本業務の実施について必要な調整及び協議を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

### 4 業務の目的

がん死亡率の高い大腸がん及び肺がんは検査種別の最適化により早期発見・早期治療が可能といわれている。市町村が行うがん検診に加えて、がん発見率の高い「大腸内視鏡検査」及び「胸部 CT 検査」を取り入れることで、より詳細な検査が可能となる。

企業版ふるさと納税を活用し、検査費用を助成することで受診者の負担を軽減し、大腸がん及び肺がんにおける死亡者を減少させることを目的とする。

### 5 対象者及び検診内容

#### (1) 対象者

次の要件をすべて満たすものとする。

①30 歳から 70 歳までの町民

②三朝町大腸内視鏡検査・胸部 CT 検査費助成事業（以下「本事業」という。）の助成を受けようとする同一年度内に、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診のすべてを受診、または受診の予定が確定している者

③同一年度に本事業による助成を受けたことがない者

#### (2) 検診内容

①大腸内視鏡検査

②胸部 CT 検査

### 6 委託内容

#### (1) 契約

本業務の委託契約は単価契約とし、本事業において実施したがん検診 1 件あたりの単価とする。

#### (2) 検診機関との委託契約及び調整

受託者は、検診機関と委託契約を結び、本事業の実施枠を調整する。その他、検診

機関及び関係機関と本事業の実施について必要な調整及び協議を行う。

(3) 周知広報及び受診勧奨

受託者は、広く町民に周知広報を行い、検診期間及び関係機関と連携し、助成対象者へ勧奨を行う。周知広報及び勧奨を行う媒体は任意とし、公表前に受託者の内容確認を受けること。本事業に係る製作物の作成及び通信運搬費用は、受託者が負担するものとする。その他、必要な事項は検診機関及び関係機関と調整を行う。

(4) 問い合わせ対応

受託者は、本事業に係る町民、検診機関及び関係機関からの問い合わせに対応する。

(5) 受託者数及び各データの取りまとめ

受託者は、検診機関より受ける検診実施データを元に、受診者数、年齢、性別、検診結果及びその他受託者が指定する項目について統計データとして取りまとめ、三朝町（以下「町」という。）に提出する。

7 報告

毎月 10 日までに、前月分の業務実績を町に報告すること。併せて、委託料支払請求書を提出すること。なお、報告書及び請求書は任意様式とするが、町との協議において必要な事項を記載するものとする。

8 委託料の支払い

毎月の実績報告及び委託料支払い請求書に基づき支払を行う。なお、町は請求書の受領後 30 日以内に当該請求書に係る委託料を支払うものとする。

9 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ町から文書による承認を得た場合は、この限りではない。

10 秘密の保持

(1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は町の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(2) 受託者は、業務従事者および第 12 項の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、前号の規定を遵守させなければならない。

(3) 町は、受託者が前 2 号の規定に違反し、町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) 前 3 号までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 個人情報保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

12 再委託の禁止

受託者は、町の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

13 調査等

町は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、委託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

14 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、町と受託者が協議して定めるものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱業務委託契約特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1条 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2条 受託者は、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、本業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第3条 受託者は、本業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供制限)

第4条 受託者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複製、複写の禁止)

第5条 受託者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の適正管理)

第6条 受託者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### (提供資料等の返還等)

第7条 受託者は、本業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (事故報告義務)

第8条 受託者は、本業務を処理するため、町から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償)

第9条 町は、受託者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。